

法務省民二第303号

平成27年6月8日

名古屋法務局長 殿

岐阜地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

(公 印 省 略)

登記申請業務の下部委譲に係る登記申請先の追加について（通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり東京電力株式会社代表執行役から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

平成 27 年 5 月 27 日

法務省民事局

局長 深山 卓也 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力株式会社

代表執行役 廣瀬 直己

登記申請業務の下部委譲に係る登記申請先の追加について（照会）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項につきましては、昭和 48 年 5 月 18 日付法務省民三第 3799 号、昭和 50 年 9 月 13 日付法務省民三第 5271 号、昭和 53 年 6 月 29 日付法務省民三第 3523 号、平成 17 年 5 月 18 日付法務省民二第 1209 号及び平成 25 年 8 月 16 日付法務省民二第 362 号にてご教示賜り厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、当社におきましては、電力供給設備の用に供するための用地買収、送電線下地役権の設定並びに表題登記等に関する登記申請について、当社代表執行役から出先機関の長に委任事項を包括的なものにした別紙様式の委任状を交付し、東京法務局、同局管内各地方方法務局及び福島地方方法務局の各登記所に、これを使用した登記の申請を行うことにより、登記申請業務の合理化、迅速化が大いにはかられてきました。

このたび、東西連系線増強工事に伴う用地取得等のため、名古屋法務局及び岐阜地方方法務局の各登記所に登記を申請する機会が増えることから、当該委任状をこれらの登記の申請の際にも使用したいと考えておりますので、ご多忙中恐縮ではありますが、この可否についてなにごんのご回答を賜りたく、再びご照会申し上げます。

なお、お差し支えない場合は、名古屋法務局及び岐阜地方方法務局の登記官に周知方お取りはからい下さるようお願い申し上げます。

敬 具

委 任 状

東京電力株式会社
(出先機関の長) ○○ ○○

私は上記の者を代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

- 一、東京電力株式会社を登記権利者とする土地について、所有権移転の登記及び所有権に関する仮登記の申請並びに東京電力株式会社を買主とする土地売買契約の締結
- 一、東京電力株式会社所有の土地について、分筆、合筆及び更正、変更の登記の申請
- 一、東京電力株式会社を登記権利者とする地役権設定、変更、更正及び地上権設定、更正の登記申請並びに地役権設定、変更契約及び地上権設定契約の締結
- 一、東京電力株式会社を地役権者とする不動産登記令別表の八の項添付情報欄ロ及び同令別表の九の項添付情報欄に基づく地役権設定の範囲を証する情報の作成
- 一、東京電力株式会社が所有する建物について、表題登記、表題部の更正、表題部の変更、保存及び滅失の登記の申請
- 一、東京電力株式会社が所有する土地、建物及び権利を有する土地、建物について、登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記の申請
- 一、上記の登記申請の取下げ及びその場合の申請書添付書類の原本還付請求とその受領並びに登録免許税の現金還付証明書交付請求又は未使用証明の請求とその受領
- 一、委任状及び資格証明書の原本還付請求及びその受領
- 一、東京電力株式会社を地役権者とする地役権が設定されている土地の所有権を東京電力株式会社が取得した場合における権利の混同を原因とする当該地役権の登記の抹消の申請及び当該地役権が権利の混同により消滅したことの証明
- 一、不動産登記規則第64条第1項第1号に定める登記識別情報の通知を希望しない旨の申出
- 一、上記の登記申請についての復代理人の選任

平成 年 月 日

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役 廣 瀬 直 己

法務省民二第302号

平成27年6月8日

東京電力株式会社

代表執行役 廣瀬直己 殿

法務省民事局民事第二課長

登記申請業務の下部委譲に係る登記申請先の追加について（回答）

本年5月27日付けをもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を名古屋法務局及び岐阜地方法務局に通知しましたので、申し添えます。